## 規

員 和  $\mathcal{O}$ 勤 務時 年三月二十 間、 休 暇等 九 に 関 ける規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改正 す る 規 則をここに 公布 する。

令

兀

日

玉 県 人 事 委員会委員 長 武 笠 正 男

## 玉 県 人 事 委員 会 規 則 \_ = | 五 八

員  $\mathcal{O}$ 員 勤務時間、 の勤務 時 間、 休 暇等 休 に関する規 暇等に関す 則 る 規 (埼 則 玉県  $\mathcal{O}$ 部 人事委員会規 を改 正 す る 則 規  $\frac{-}{\Xi}$ 則 八

 $\mathcal{O}$ 

加 え 九 同 2条第七 条の三第六 項及 項 Ţ 第 中 八項 「第十三号 を 次  $\mathcal{O}$ ように \_  $\mathcal{O}$ 次 改 に 8 並 び 第三項第五 号 及 び 第六号」 を

部

を次

 $\mathcal{O}$ 

ように

改正する

- 7 過 十三日を経過 定勤務日 て は 第三項 こと 日 引き続き在 週 か が 5 以 六月 数 外 第 明 が 七  $\mathcal{O}$ 5 百二十 を 職 す 期 号 か 経過す Ź 間 で  $\mathcal{O}$ することが あ 休 日 に る場合 一日以 暇 ょ ( 以 下 るま は、 0 7 を除 見込まれ . の で 上 勤 で 務  $\mathcal{O}$ 週 項に 間に あ <\_ 。 日 間 る が  $\mathcal{O}$ る場合 定め お ŧ 勤 0 任 V >  $\mathcal{O}$ 務 期 て で 5 日 が満 あ れ が 三 に 「九十三日 取得する 0 T て、 了 V 日 以 L る 非 当 上 ことが 経過 該 とさ カュ つ、 休 勤 暇 日  $\mathcal{O}$ れ で \_ 引き続き採用  $\mathcal{O}$ 職 7 きる と 期 員 11 V 間 で る う。 非  $\mathcal{O}$ 九  $\mathcal{O}$ 常 初 + 年 勤 日 三月 さ を超 度 カュ  $\mathcal{O}$ n 5  $\mathcal{O}$ 職 経 え 所 な 九 員
- を 8 間 定勤務 又 項 が は 第三 ず 九 週 時 9 条 日 以 項 繰 数 第  $\mathcal{O}$ 間 外 三 り + が  $\mathcal{O}$ 八 百二十 号 上 中 五. 期 第 分以 げ 間  $\mathcal{O}$ る。 九 に 休 項 上 ょ \_ は、 で を 日 0 て勤 削 あ 以 ŋ る 上 \_ 勤 務 で 週 務 あ 第 日 間 が 日 る 0 定め 項 が ŧ 勤務 を あ  $\mathcal{O}$ 第 5 る で 日 が 三 あ れ 九 £ 項  $\mathcal{O}$ 0 7 7 لح に 日 11 限 る 以 上 n 非 \_ とさ 日 常 第 +取 に 勤 得 0  $\mathcal{O}$ n 項 す き 職 7 定 員 カュ る 1 5 80 る で 第 لح 非 6 \_ が れ  $\mathcal{O}$ 十三項ま で た 年 勤 勤 度 き  $\mathcal{O}$ 務  $\mathcal{O}$ 職 で 時 所 員

 $\mathcal{O}$ 規 則 は 令 和 兀 年 月 日 カン 5 施 行 す